

受 理 番 号	陳情第 2 号	受 理 年 月 日	令 和 2 年 2 月 2 5 日
件 名	地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書		
陳 情 者	川内たばこ販売協同組合 理事長 茶園 則一		
要 旨			
<p>国内のたばこを取り巻く環境については、複数年にわたるたばこ税増税、改正健康増進法の段階的な施行など、喫煙規制強化の動きが拡大しており、非常に厳しい状況にある。</p> <p>県内の葉たばこ耕作の状況は、農家数196戸、面積404ヘクタール、販売高19.7億円となっており、たばこ耕作農家は、自らの農業経営を託し、自信と誇りを持ってたばこ耕作に取り組んでいる。増税や規制強化等の影響によるたばこ消費量の減少という厳しい状況下においても、葉たばこの品質向上や収穫安定化への取組を怠らず、より良い国産葉たばこ生産のために不断の努力を続けている。</p> <p>零細かつ経済的基盤の弱いたばこ販売店は、たばこ産業の健全な発展を図り、もって地方財政収入の安定的確保及び地域社会の発展に貢献していると自負している。一方、近年の度重なる増税や、一律、過度な規制は、我々組合員の経営を直撃し、まさに死活問題となっている。</p> <p>飲食業、宿泊業等のサービス業においては、改正健康増進法の全面施行までの限られた間に、原則屋内禁煙の措置に伴う店舗の改装や標識の掲出等の対応が求められており、短期間に相応の負担を強いられる状況となっている。</p> <p>一方、たばこは、たばこ事業法で規定された合法的嗜好品であり、税収面からも貴重な財源として一定の役割を果たしている。平成30年度の鹿児島県のたばこ税は、県税17.5億円、薩摩川内市税約6.3億円（市町村税107.1億円）となっており、一般財源として大きく貢献している。改正健康増進法の目的である「望まない受動喫煙を防止する」という観点からも、たばこを吸う人と吸わない人が共存するためには、一定の喫煙場所の整備が重要だと考えている。</p> <p>分煙環境の整備は、望まない受動喫煙の防止はもとより、継続的安定税収の確保に資するものとする。また、公共喫煙場所を充実させることは、ポイ捨てや歩きたばこが減少し、行政や商店街等が取り組む環境美化の推進が期待される。そして、喫煙室（場所）設置や排気設備の更新が進まない飲食店等の事業者を支援することは、健康増進法遵守の徹底、無用なトラブルの減少になる。</p> <p>令和2年度税制改正大綱において、「望まない受動喫煙対策や今後の地方たばこ税の安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が積極的に屋外分煙施設等の整備を図るよう促すこととする」とされている。財政物資としてのたばこは、国税・地方税の一般財源として、一定の役割を果たしているところであるが、喫煙者が望まない受動喫煙をさせないためにも、たばこ税を「分煙社会の実現」「望まない受動</p>			

喫煙防止の推進」に向けて、優先的に使用する妥当性・必要性が高まっていると考える。
以上の趣旨に基づき、下記事項について強く陳情する。

記

- 1 地方たばこ税の一部を活用し、公共喫煙場所の増設・維持を積極的に進めること。
- 2 地方たばこ税の一部を活用し、飲食店等が取り組む屋内喫煙室設置の助成を目的とした事業に充当すること。
- 3 地方たばこ税の一部を活用し、喫煙マナーの向上に関する普及啓発など、「分煙環境整備の推進」を目的とした事業に充当すること。
- 4 国に対し、薩摩川内市議会として、地方たばこ税を分煙環境整備に活用できる制度の整備を要望すること。

